

6 月 定 例 教 育 委 員 会 会 議 録

- 1 開 催 日 平成 29 年 6 月 1 日（木）
- 2 開 催 場 所 新館 8 階 181 会議室
- 3 出席した委員 田淵教育長、吉田委員、森委員、坂元委員、廣岡委員
- 4 出席した職員 高井教育総務部長、大西教育指導部長、
井部教育指導部調整担当部長、
平田教育総務部次長、
小西教育総務部中学校給食準備担当参事、
野村教育指導部スポーツ振興担当参事、
石川教育指導部学校教育担当参事、
吉田教育総務課長、竹中学務課長、
山本学校教育課長、長瀬青少年育成課長、
中田教育研究所長、
安次嶺社会教育・スポーツ振興課加古川公民館担当課長、
山野教育総務課副課長
- 5 傍 聴 者 4 人
- 6 議 事 の 要 旨
 - 開 会 午後 2 時 00 分
 - 会議録署名委員指名のこと
坂元委員に決定
 - 5 月定例教育委員会の会議録報告承認のこと
(事務局から会議録朗読報告)
承 認
 - 会議公開の可否決定のこと
専決報告 2「平成 30 年度使用教科用図書加古川採択地区選定委員会委員の委嘱及び
任命について」及び専決報告 3「平成 30 年度使用教科用図書加印地区共同調査員の任
命について」は非公開とし、他は公開することに決定

(請願審査)

1 加古川市立公民館の活動に対する請願について

(教育総務部次長から説明)

委 員 : 請願内容にある「不明確で不平等と疑義される文書」について、請願者から具体的な提示がなされていないため、論点が不明確な状況である。

委 員 : 添付されている加古川西公民館関連資料の内容を確認しても「不明確で不平等と疑義される」表現等が見当たらないため、請願書の内容以外で事務局として把握している事実があれば、述べてもらいたい。

事 務 局 : 事務局としては、公民館において「不明確で不平等と疑義される文書」を掲示した事実はないという認識を持っている。

委 員 : 請願の趣旨を確認しても、「不明確で不平等と疑義される文書」について明確な記述がないため、審議の進め方に苦慮している。ただ、この請願を提出するに至った請願者の心の葛藤の強さは大いに推察することはできる。公民館は、利用者が生き生きと明るく活動するための場であるという大原則に立ち返って、各公民館において運営状況を再点検してもらい、請願を出さざるを得ない利用者が今後現れることの無いよう、引き続き適正な運営に努めてもらいたいと考える。

委 員 : これまでも適切な公民館運営が行われてきたものと考えているが、公民館の利用者から請願が行われたという事実を真摯に受け止め、今後も引き続き適切に公民館事業を展開してもらいたいと考える。

教 育 長 : やはり利用者には気持ち良く利用してもらいたいという思いがある。公民館を利用する上でのルールは明文化されているものもあれば、利用者同士の共通理解の下に成り立っているものもある。快適な利用につながるよう、それらのルール等についても、定例的に開催されている公民館長会等を通じて情報共有を図ってもらいたい。

委 員 : 今後の請願者とのやりとりはどのような流れになるのか。

事 務 局 : 加古川市教育委員会会議規則第 13 条第 2 項に規定されているとおり、本日の審議結果を請願者に通知することとなる。

委 員 : 請願内容には2つの要素が盛り込まれているので、それぞれについて整理してみたい。まず1点目の「不明確で不平等と疑義される文書の掲示及び言動」であるが、教育委員会としては、そのような事実はないものと認識している。次に2点目の「徹底した法的根拠を裏付けとした業務遂行」であるが、従来からそのように取り組んでおり、今後も引き続き法的根拠に基づく教育行政を進めていくことは当然だと考えている。請願者への回答については、この2点に絞った内容でよいのではないか。

委 員 : 1点確認させてもらいたい。請願の趣旨にある「加古川市立西公民館の公式文書に『次世代のリーダーを育成する。』という文言が記載されていたが、現在は削除されている。」という点について、事実を踏まえた具体的な説明をお願いしたい。

事 務 局 : 請願者によると、本市ホームページ上に「次世代のリーダー」という表現が見受けられたということであるが、事務局において、システム上の過去の履歴も含めて確認したところ、そのような事実はなかったことが判明している。

委 員 : 「不明確で不平等」という表現について、事務局としてはどのようなものだと推察しているのか。

事 務 局 : 直接請願者と面談した際の内容を踏まえると、「不明確」という言葉を挙げられているのは、「次世代のリーダー」という言葉の定義が明確ではないにもかかわらず、そのような表現を特定団体のPR文書として市ホームページ上に掲載していたという主張であると推察している。また、公民館の使用料等に関して、当該団体と請願者が属している団体との取扱いが異なっていることに対して「不平等」という言葉を使用されているものと捉えている。

委 員 : いずれにしても、この請願内容では論点が見えてこないように感じている。

事 務 局 : 請願者には、請願書の内容を補足する機会として陳述の権利が保障されており、その旨についても請願者に対して説明したが、特に陳述の希望はなかったという状況である。

委 員 : 請願書の内容を整理し、論点を明確にした上で受理することはできなかったのか。

事務局：内容については、何よりも請願者の思いが盛り込まれていることが重要であると考えているため、教育委員会から具体的な修正指示はできないものと考えている。ただ、請願書としての体裁を整えるため、教育行政に対する要望を記載してもらいたい旨を伝えたり、標題の例を示したりするなど、何度か請願者とはやりとりをさせてもらった経緯はある。

委員：「不明確で不平等と疑義される文書」が確認できないのであれば、そもそもの請願の意義を問う必要があるのかもしれないが、請願の趣旨で触れられている「次世代のリーダー」の考え方を答えることぐらいはできるのかもしれない。

教育長：請願の目的としては、請願内容にある「法的根拠を裏付けとしてから行われるように強く要望し請願する。」という大きなものであると整理できるが、請願の趣旨にある「次世代のリーダー」の定義についても、教育委員会としての見解を求められているようにも読み取れる。

委員：請願者が「不明確で不平等と疑義される文書」が存在するという主張をされるのであれば、それを具体的に提示するのは請願者の責務であるとも考えられる。そのため、「不明確で不平等と疑義される文書」の提示を求める回答内容とすることも一つの方向性であるように思う。

委員：請願の妥当性等を判断する機関があれば、効率的に事前の精査を行うことが可能かもしれないが、そのような仕組みは無いため、受理した以上は請願内容に対する何らかの回答を行う必要があるように思う。回答の内容であるが、「加古川西公民館は社会教育法をはじめとする関係法令に基づき適切に事務を遂行している」ということと、「生涯学習の趣旨を踏まえると、意欲さえあれば75歳以上の方でも当然リーダーになり得る」ということの2点が骨子になるのではないかと。

教育長：請願の趣旨に配慮して「次世代のリーダー」の定義にも触れた内容で回答してはどうかという意見であったが、他の委員はどう捉えているか。

委員：「次世代のリーダー」の定義には触れる必要はないと思う。先ほども発言したように請願内容に盛り込まれている2つの要素についてのみ、明確に回答すべきだと考える。

委員：これまでの審議内容を参酌して、事務局において回答を作成してもらいたいと考える。

教 育 長 : それでは、事務局において審議内容を踏まえた回答を作成することとし、その文言については教育長である私に一任してもらいたいと思うが異議はないか。

各 委 員 : (異議なし)

教 育 長 : 回答文については、次回の定例教育委員会において、委員にお示しさせていただきたい。

(専決報告)

1 加古川市立学校校区審議会委員の解職及び委嘱について
(教育総務部次長から説明)

承 認

委 員 : 前年度に開催された校区審議会の状況を教えてもらいたい。

事 務 局 : 昨年度は9月に開催し、以前に教育委員会でご意見のあった平岡東小学校区の城の宮団地地区に関する議論も行われたところである。校区審議会の委員からは「町内会の考えをよく聞いてもらいたい」といった意見があったため、該当町内会での説明会に事務局職員が参加し、必要な説明を行った。今後、各町内会においてまとめられた要望書の提出があるものと考えている。

委 員 : 平岡地区に関係する委員が3名もいるため、今年度の校区審議会においても重点的に審議が進められることを希望する。

委 員 : 今回、偶然とはいえ、このように平岡地区関係の委員が充実した体制となっていることは、課題となっている平岡東小学校区の今後を検討する上で非常にありがたいと感じている。子どもたちにとって望ましい校区となるよう、積極的に検討を進めてもらえればと考える。

教 育 長 : 従前から、城の宮団地地区の校区のあり方に関しては教育委員会においても活発な議論がなされてきたところであり、重要な課題であると認識しているため、事務局には今後も粘り強く取り組んでいてもらいたい。

2 平成 30 年度使用教科用図書加古川採択地区選定委員会委員の委嘱及び任命について
(議事を非公開とする)

3 平成 30 年度使用教科用図書加印地区共同調査員の任命について
(議事を非公開とする)

4 加古川市少年補導委員の解嘱について
(教育指導部学校教育担当参事から説明)

承 認

委 員 : 欠員となった平岡北地区については、新たな委員候補が確保でき次第改めて委嘱がなされるという認識でよいか。

事 務 局 : そのとおりである。

(協議事項)

1 加古川市立幼稚園の保育料徴収条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
(教育総務部次長から説明)

原案可決

委 員 : 国の制度に準拠して保育料を改めていくことは必要であると思うが、本市独自の制度として、国の水準を下回る保育料を設定し、住民サービスを向上させることは可能なのか。

事 務 局 : 最終的には市の判断になるため、国の水準と異なる水準とすることも可能である。現在でも、一部の所得階層については国の基準を下回る保育料を設定しているところである。

2 平成 30 年度使用 加古川市立学校用教科用図書採択方針の策定について
(教育指導部学校教育担当参事から説明)
原案可決

委 員 : 方針案に「県教委の指導及び助言により採択を行う。」とあるが、市教委が主体的に採択するべきものではないか。

事 務 局 : 採択に至る手続等について、県教委の指導及び助言を考慮するという意図の文言であり、採択自体は当然市教委が主体的に行うものである。

委 員 : 事務局の思いは理解できるが、この文言では疑義が生じかねないと思う。

委 員 : 市教委が主体として採択権を持っていることが明確にわかるよう、表現を変更してもらいたい。

委 員 : 確かに現在の書き方では意図が非常に伝わりにくいと思うので、修正を加えるべきだと考える。

委 員 : 「2 採択基準 (1)」の部分から「県教委の指導及び助言により」という文言を削除するか、もしくは「1 採択基本方針 (2) 採択の基本」の部分の表現と整合を図るなどして、事務局において適切な表現を検討してもらいたい。

教 育 長 : 事務局において、委員の意見を踏まえた文言修正を行うことを前提として承認することとしたい。なお、単独採択は初めてのことであり、事務局においても採択実施に向け様々な点を工夫していることと思われるが、前回から改善した点等があれば改めて説明をお願いしたい。

事 務 局 : 採択の公正性を欠くおそれのある事例が全国各地で発生したことを踏まえ、国・県から多くの通知がきており、本市においても採択方針に公正確保策を明確に謳うこととした。また、開かれた採択の推進につながるよう、市内の 3 会場において法定期間よりも長く教科書展示会を開催することとし、ホームページ等を通じて広く周知する予定である。

委 員 : 教科書展示会については広報かこがわにも掲載されていたが、可能な限り様々な方法で周知を図ってもらいたい。

事 務 局 : 保護者用案内文も作成しており、学校を通じて各家庭に配付する予定である。

教 育 長 : 教科書採択に関する事務については、議会等でも様々なご指摘をいただいたため、改善について事務局に指示をしてきたところであるが、指示に基づいて検討が進められてきたものと考えている。

3 加古川市心身障害児適正就学指導委員会委員の委嘱及び任命について

(教育指導部学校教育担当参事から説明)

原案可決

委 員 : 加古川養護学校と鳩里小学校については、委員が2名ずつ選出されているが、その理由を教えてもらいたい。

事 務 局 : 加古川養護学校については、管理職員の立場と教員の立場からそれぞれ選出している。鳩里小学校については通級指導の教員を1名追加しているため、2名となっている。

教 育 長 : それぞれの子どもたちにとって最適な教育環境を見極めるため、事前調査や分析を含め、委員の方には大変な尽力をいただいている。

○ 次期定例教育委員会予定日のこと

7月6日(木)午後3時30分から開催することに決定

○ 教育長諸報告

(1) 第69回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会について

5月18日、19日に奈良県で開催され、初日のみ参加した。文部科学省からの講話や、伊丹市の事例紹介などがあった。

(2) 平成29年度兵庫県市町村教育委員会連合会定時総会・全県教育委員会研修会について

5月22日に洲本市で開催され、吉田委員及び坂元委員とともに出席した。文部科学省から学習指導要領の改訂に関する講演があった。

(3) 平成29年度第1回兵庫県都市教育長協議会について

5月24日に相生市で開催され、「学校と警察との連携」、「スクールロイヤーの活用」、「医療的ケアの実態」等に関して、県内自治体間での情報交換を行った。

○ 教育委員諸報告

〔吉田委員から〕

（１）平成 29 年度兵庫県市町村教育委員会連合会理事会について

定時総会に先立ち開催された理事会に出席した。7 月 12 日に兵庫県教育長との懇談会が開催されることが決定したため、それぞれの教育委員会事務局において要望事項の整理を進めてもらっているところである。また、10 月 24 日に近畿市町村教育委員会研修会が和歌山県で開催されることが決定したため、委員については出席を検討してもらいたい。

〔坂元委員から〕

（１）平成 29 年度兵庫県市町村教育委員会連合会定時総会・全県教育委員会研修会について

学習指導要領の改訂の説明があったが、教える内容だけでなく、教え方まで掲載されており、教育が時代の流れに応じて変わっていくことを強く実感した。

○ 教育総務部長諸報告

（１）平成 29 年度「まちづくりオープンミーティング」の実施について

6 月 24 日（土）から 7 月 15 日（土）までの期間において、北部地域の 5 小学校区の保護者を対象とした「まちづくりオープンミーティング」が開催される。「子ども達の教育環境のあり方」がテーマとなる予定である。

委 員： 第 1 部でテーマに関する説明が行われるとのことであるが、どのような内容を説明するのか。

事 務 局： 資料は準備中と聞いているが、第 2 部のフリートークを行うに先立ち、本市の人口動態や子どもに関する施策の説明、全国の先進事例の紹介などを踏まえながら教育環境に関する理解を深めるような流れになるのではないかと推測している。

委 員： 意見が出やすい雰囲気を作るためには、参加者にある程度の情報を提供する必要があると思われる。

事 務 局： 今回は、市の方向性や考え方を説明する場ではなく、あくまでも保護者の率直な意見を聴く場であると捉えており、議論の範囲を限定することなく幅広い意見をいただけるのではないかと期待している。

(2) 就学援助の申請受付について

就学援助の申請受付が、6月1日(木)から始まった。6月1日(木)から6月12日(月)まで集中受付し、その後は随時受付となる。

以上、2件について報告

○ 教育指導部長諸報告

(1) ブラジル連邦共和国パラリンピック委員会及びパラバレーボール協会とのパートナーシップ協定書の締結について

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるブラジル連邦共和国の男女シッティング・バレーボールチームの事前合宿誘致に関して、パートナーシップ協定書の締結をした。

委 員 : 協定書の締結により、合宿の誘致は確定したということか。

事 務 局 : 今回の協定書はあくまでも大きな方向性について合意したものであり、合宿の誘致についてはまだ未確定である。今後、組織委員会が本市の施設等を確認した上で、確定していくことになる。

委 員 : 競合している他の地方公共団体はあるのか。

事 務 局 : 浜松市が全競技の受入れを表明しており、本市よりも1年早く協定書を締結しているとのことである。今後、自治体同士で調整を進めるよう内閣府からの指示もきているため、市全体としての意向を確認しながら必要な手続を進めていきたい。

教 育 長 : 最終的な決定権はブラジル連邦共和国が持っている。より環境が整備されている都市が合宿先として選ばれることになるものと考えている。

(2) 放課後子ども教室(チャレンジクラブ)実施状況について

今年度のチャレンジクラブは、昨年度より6校増えた15校で実施する。

委 員 : 棋士のまち加古川として打ち出していることもあるため、全ての小学校において将棋のクラブを設けてもらうことを希望する。指導者の確保が難しい状況も理解できるが、時には棋士の方に参加してもらうなど、様々な取組を検討して活性化を図ってもらえればと思う。

教 育 長 : 地元から離れた公民館において将棋クラブの指導をされていた方が、地元小学校のチャレンジクラブ開設に伴い、そちらに移籍されることがあることも聞いている。いずれにしても、将棋クラブの充実に関しては指導者確保が一つの課題となっている。

(3) 社会教育・福祉教育推進員全市研修会について

5月21日(日)、社会教育・福祉教育推進員全市研修会を実施した。

(4) 加古川市と甲南大学の連携協力に関する協定の締結について

5月24日(水)、加古川市と甲南大学が連携協力に関する協定を締結した。

(5) 加古川市トライやる・ウィーク推進協議会・実行委員会について

5月19日(金)、トライやる・ウィークの実施に向けて、推進協議会・実行委員会を開催した。

(6) 学校園訪問の実施について

前期学校園訪問の訪問者が決まった。

(7) 加古川市教育研究所研修講座等、加古川教師塾について

今年度の研修講座及び加古川教師塾の詳細が決まった。

(8) 加古川市教育委員会主催の初任者研修について

今年度の加古川市教育委員会主催の初任者研修の内容が決まった。

以上、8件について報告

○ その他

(1) 社会教育団体への補助金の交付に係る質問事項への回答について

前回の教育指導部長報告の際に、委員からなされた2つの質問事項について回答させてもらいたい。まず、補助金交付に係る意見聴取の主体が事務局で良いのかという点については、妥当であるということを確認している。次に、意見聴取の内容を定例教育委員会にて報告する必要があるのかという点であるが、関係規程により、当該権限は社会教育・スポーツ振興課に委任されているものと認識している。ただ、教育指導部長報告の際には結果報告のみとなっていたため、今後は、よりわかりやすい報告となるよう意見聴取の内容を含めて報告するよう改めたいと考えている。

○ 閉 会 午後4時10分